

東大阪市立勤労市民センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月30日

東大阪市長 野田 義和

東大阪市立勤労市民センター条例施行規則の一部を改正する規則

東大阪市立勤労市民センター条例施行規則（平成 6 年東大阪市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可の申請等)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項前段の規定による申請は、使用の日の<u>6 月前から行うことができる</u>。ただし、第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(使用許可の申請等)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項前段の規定による申請は、使用の日の<u>3 月前までのものについては、受理しない</u>。ただし、第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。